

まぐろから見える世界

(社)責任あるまぐろ漁業推進機構顧問 原田雄一郎

①—下

獲物の水揚げ、転載加 C P P C に報告するこの発展の流れは、S I D s の強い願望を背景に、今後、ますます強くなり、その流れから逃れる術はなさつつある。過剰な漁獲能力を削減しなければならぬ課題をこなしつつ、S I D s の漁獲能力の増加をすすめるべき道は、限られている。その経過の中で、先進国の遠洋漁業は、変容せざるを得ないだろう。先進国の中には、大型延縄漁船から、小型延縄漁船への転換を進めている国もあるが、S I D s 対策を念頭において進めているようにも思える。

5割の水揚げ求めるS I D s

目標達成の投資努力を明記

このことを、明確に意識せざるを得ない措置が、次のように記述されている。「W C P F C 条約加盟国(以下先進国と意識)は、S I D s のマグロ漁業が中西部太平洋で漁獲される高度回遊魚の総漁獲量と総水揚げ金額の少なくとも50%を占めることを確保するよう努力する。また、その目的を達成するために、先進国は、S I D s への投資と協力を支援することに努めるものとする」とある。

◆具体的に
目標定める◆

努力規定ではあるが、単なる空念仏に終わらせないための具体的目標が続いている。例えば「S I D s 国民の雇用機会の維持、拡大」S I D s での「漁の実施状況を毎年、W

◆実施状況を
毎年報告◆
◆限られる先進国の
Y N O のべき道◆

先進国は、この措置 S I D s マグロ漁業



(毎月1回掲載)